

四国航空株式会社所属ベル式412EP型（回転翼航空機）

J A 6 9 7 7の航空事故調査について

（経過報告）

令和5年10月26日

運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和4年11月28日、宮崎県都城市において、四国航空株式会社所属ベル式412EP型J A 6 9 7 7が荷つり作業中に、地上作業員1名が負傷した航空事故について、令和4年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

四国航空株式会社所属ベル式412EP型J A 6 9 7 7は、令和4年11月28日（月）、高千穂御鉢荷つり降場から荷物（モッコ）をつり上げる際に、地面を離れたモッコが振れて地上作業員1名に接近した。同作業員は、接近してきたモッコをとっさにつかんだため、モッコと共に身体が浮き上がり、その直後、手を離して飛び降りたが、着地の際に負傷した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和4年11月29日、航空事故として通報を受け、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、関連マニュアルの調査、現場責任者が作業経過を記録するために撮影していた動画及び写真の解析、気象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）飛行の経過

同機は、令和4年11月28日、機長が右操縦席に、機上整備士が左後部座席に着座し、高千穂御鉢荷つり降場（以下「山頂荷つり場」という。）から麓にある荷つり降場まで、モッコによる物資輸送を行うため、10時48分ごろ離陸した。

山頂荷つり場では、5名の地上作業員が同作業に係る地上作業に従事しており、そのうち2名が、同機の下方に入って行く、つり上げ作業に当たっていた。



図 山頂荷つり場（当日の状況）

同機は、モッコの上空でホバリングし、つり上げを開始したが、モッコが地面から離れたときにモッコが振れて地上作業員の一人に接近したため、回避することができないと判断した同作業員は、とっさにモッコの編み目部分をつかんだ。同機は上昇中であつたため、同作業員もモッコと共に上昇し、足が地面から離れた。同作業員は、その直後に手を離して飛び降りたが、付近の斜面に足から接地し、負傷した。

(2) 死傷者

地上作業員 1名 重傷（骨盤骨折）

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

機長の口述によれば、事故当日、山頂荷つり場における事故関連時間帯の気象は、次のとおりであった。

風向 東、風速 5～7 m/s、気流は少し乱れており、モッコの直上付近では、火口からの吹き上げで、なかなか前に進めない状況であった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、動画の詳細な解析など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。